

徳島県企業管理規程第三号

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県企業局長 木 下 慎 次

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程

徳島県企業局車両管理規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。